

#### 4 正社員以外の労働者に関する状況【本部組合及び単位労働組合】

##### (1) 正社員以外の労働者の組合加入資格、組合員の有無

事業所に正社員以外の労働者がいる労働組合について、労働者の種類別に「組合加入資格がある」をみると、「パートタイム労働者」35.6%（平成29年調査34.3%）、「有期契約労働者」39.9%（同36.5%）、「派遣労働者」5.2%（同7.2%）、「嘱託労働者」35.6%（同38.0%）となっている。

労働者の種類別の「組合員がいる」についてみると、「パートタイム労働者」28.6%（同26.0%）、「有期契約労働者」31.1%（同30.4%）、「派遣労働者」1.3%（同1.4%）、「嘱託労働者」29.2%（同29.2%）となっている。（第10表）

第10表 正社員以外の労働者の組合加入資格の有無及び組合員の有無別割合（本部組合及び単位労働組合）

（単位：％）

区 分	事業所に 当該労働者が いる 計 1)	組合加入資格の有無			
		組合加入資格 がある 2)	組合員の有無		組合加入資格 がない
			組合員がいる	組合員はいない	
平 成 30 年 調 査					
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	35.6	28.6	6.8	64.2
有 期 契 約 労 働 者	100.0	39.9	31.1	8.2	59.7
派 遣 労 働 者	100.0	5.2	1.3	3.8	94.6
嘱 託 労 働 者	100.0	35.6	29.2	5.9	63.9
平 成 29 年 調 査					
パ ー ト タ イ ム 労 働 者	100.0	34.3	26.0	8.3	65.3
有 期 契 約 労 働 者	100.0	36.5	30.4	5.5	63.1
派 遣 労 働 者	100.0	7.2	1.4	5.7	92.5
嘱 託 労 働 者	100.0	38.0	29.2	8.4	61.7

注：1) 組合加入資格の有無「不明」を含む。

2) 組合員の有無「不明」を含む。

## (2) 正社員以外の労働者に関する事項別話合いの状況

過去1年間（平成29年7月1日から平成30年6月30日の期間）に、正社員以外の労働者に関して使用者側と話合いが持たれた事項（複数回答）をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」38.9%（平成29年調査32.8%）が最も高く、次いで「正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度」24.4%（同26.3%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」21.0%（同17.9%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」30.2%（同27.1%）が最も高くなっており、うち、「正社員との同一労働同一賃金に関する事項」は15.4%（同12.8%）となっている。（第11表）

第11表 過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項別割合  
（本部組合及び単位労働組合）

複数回答（単位：%）平成30年

区分	計	過去1年間に使用者側と正社員以外の労働者に関する話合いが持たれた事項											派遣労働者に関する事項
		1)	1)	1)	1)	2)	3)	4)	5)				
計	100.0	51.3	18.7	21.0	24.4	13.0	38.9	30.2	15.4	14.3	19.6	17.9	14.3
＜ 産 業 ＞													
鉱業，採石業，砂利採取業	100.0	34.3	13.1	10.2	13.0	7.2	26.9	21.7	11.5	10.0	13.0	12.4	11.7
建設業	100.0	34.9	10.9	15.8	16.0	8.0	26.8	21.8	11.0	7.3	13.3	16.1	13.5
製造業	100.0	49.6	14.6	18.4	25.3	13.5	33.5	24.1	12.2	12.4	13.6	10.7	17.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	66.6	36.8	43.0	12.4	8.1	27.8	22.8	7.7	7.6	21.6	12.9	22.0
情報通信業	100.0	50.6	12.7	25.3	23.2	9.6	35.1	27.2	12.6	11.2	20.5	15.8	19.2
運輸業，郵便業	100.0	48.4	16.6	17.8	22.3	10.3	40.4	33.6	21.5	19.5	23.4	17.1	13.5
卸売業，小売業	100.0	55.5	26.9	19.4	26.0	17.4	47.3	40.5	21.7	17.3	26.2	25.3	13.6
金融業，保険業	100.0	46.8	11.1	23.7	27.9	7.6	40.9	19.3	8.1	9.4	25.2	26.1	9.4
不動産業，物品賃貸業	100.0	43.0	14.2	14.5	12.8	6.7	24.7	13.7	6.6	8.9	11.2	10.4	16.5
学術研究，専門・技術サービス業	100.0	49.6	16.0	18.6	16.0	8.6	36.4	28.2	12.4	8.5	14.9	14.4	14.6
宿泊業，飲食サービス業	100.0	69.2	27.9	30.1	40.1	19.7	58.4	52.3	27.4	26.0	38.4	20.8	11.1
生活関連サービス業，娯楽業	100.0	57.2	15.0	18.2	21.0	7.8	43.2	34.5	21.6	12.5	21.3	23.7	15.2
教育，学習支援業	100.0	58.5	24.0	37.8	24.1	11.0	47.4	33.0	5.0	12.8	15.7	35.3	7.1
医療，福祉	100.0	60.5	30.7	29.2	29.9	16.5	52.3	46.4	19.2	15.1	27.2	30.3	9.4
複合サービス事業	100.0	46.6	21.0	18.4	23.2	18.2	37.4	30.8	15.9	18.5	16.2	18.6	6.9
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	63.0	22.3	23.1	31.7	19.9	48.1	41.1	21.8	18.9	22.1	26.0	15.1
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	61.0	24.5	27.4	29.0	16.3	44.5	33.6	18.5	19.2	31.3	27.8	20.6
1,000～4,999人	100.0	55.9	17.5	24.0	28.2	11.7	42.4	34.5	19.4	14.1	18.8	22.6	16.6
500～999人	100.0	56.9	16.3	24.1	27.1	15.2	41.8	31.7	15.9	14.1	20.3	17.3	15.6
300～499人	100.0	42.4	14.9	14.9	24.2	14.3	33.0	24.0	14.9	16.8	15.4	12.8	13.6
100～299人	100.0	44.2	17.2	14.9	17.9	12.3	37.6	28.4	11.3	11.4	15.9	11.2	7.8
30～99人	100.0	37.9	18.6	15.7	17.6	6.3	24.8	22.2	9.5	8.4	8.4	7.5	9.2
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	67.8	17.0	33.2	31.5	9.7	57.9	47.7	29.4	16.9	25.9	24.0	18.0
単位労働組合	100.0	50.4	18.8	20.3	24.0	13.2	37.9	29.3	14.7	14.1	19.3	17.6	14.1
支部等の単位別組合	100.0	52.1	20.6	22.8	27.0	14.2	37.0	27.1	15.7	16.4	22.6	20.6	15.9
単位組織組合	100.0	48.4	16.7	17.4	20.5	11.9	39.1	31.9	13.6	11.5	15.4	14.1	12.0
平成29年調査計	100.0	46.3	15.0	17.9	26.3	10.3	32.8	27.1	12.8	14.0	16.8	13.6	8.9

注：過去1年間とは、平成29年7月1日から平成30年6月30日までをいう。

- 雇入れを行うおとする職務等に関する事項を含む。
- 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。
- 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。
- 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇期間の定めのある者に限る。
- 受け入れ時における事前協議を含む。

### (3) 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定の状況

正社員以外の労働者に関する事項について労働協約の規定の状況をみると、「労働協約の規定がある」は39.1%（平成29年調査27.2%）となっている。労働協約の規定がある事項をみると、「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」30.6%（同20.4%）、「パートタイム労働者の雇入れに関する事項」27.0%（同17.6%）、「有期契約労働者の雇入れに関する事項」25.2%（同15.7%）などとなっている。

「正社員以外の労働者（派遣労働者を除く）の労働条件」を事項別にみると、「賃金に関する事項」25.9%（同14.9%）が最も高くなっており、うち、「正社員との同一労働同一賃金に関する事項」は12.4%（同7.0%）となっている。（第12表）

第12表 正社員以外の労働者に関する労働協約の規定がある事項別割合（本部組合及び単位労働組合）

複数回答（単位：%）平成30年

区分	計	正社員以外の労働者に関する規定がある事項	パートタイム労働者の雇入れに関する事項 1)	有期契約労働者の雇入れに関する事項 1)	正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の正社員への登用制度 2)	正社員募集の際の正社員以外の労働者（派遣労働者を含む）の労働条件 2)	賃金に関する事項 3)	正社員との同一労働同一賃金に関する事項 4)		教育訓練に関する事項	福利厚生に関する事項	契約の締結・更新・雇止めに関する事項 4)	派遣労働者に関する事項 5)
								同一賃金に関する事項	正社員との同一労働				
計	100.0	39.1	27.0	25.2	23.4	15.9	30.6	25.9	12.4	18.2	23.4	22.6	13.7
＜ 産 業 ＞													
飲業、採石業、砂利採取業	100.0	17.0	8.9	14.1	8.1	5.2	11.9	11.9	3.0	5.9	11.9	11.9	8.1
建設業	100.0	30.3	24.2	23.2	19.7	13.1	23.3	19.1	13.9	14.9	19.9	18.8	16.3
製造業	100.0	35.8	26.1	23.7	18.1	12.3	23.8	21.1	10.9	16.8	19.1	18.7	15.0
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	38.4	18.7	16.8	19.9	6.6	30.6	25.3	5.6	9.6	15.8	22.7	10.4
情報通信業	100.0	29.9	18.7	22.1	22.1	15.8	26.1	22.7	13.8	17.2	21.2	18.8	15.8
運輸業、郵便業	100.0	48.2	29.2	36.9	34.4	22.5	38.4	32.0	14.7	26.1	25.2	31.2	15.8
卸売業、小売業	100.0	41.9	32.4	18.0	23.4	18.3	35.0	30.3	14.2	18.0	29.6	21.9	13.1
金融業、保険業	100.0	38.8	22.3	26.7	29.5	16.3	36.2	30.9	8.1	17.0	30.6	23.3	7.3
不動産業、物品賃貸業	100.0	26.4	21.6	21.4	20.9	16.3	19.7	17.4	13.9	14.1	16.4	14.9	15.3
学術研究、専門・技術サービス業	100.0	34.3	24.2	24.6	16.2	10.7	29.7	22.5	9.3	11.3	20.5	19.1	15.3
宿泊業、飲食サービス業	100.0	39.1	31.4	27.8	21.8	18.2	29.3	25.5	14.7	17.3	21.0	21.9	15.4
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	39.2	21.1	24.3	27.4	18.2	33.4	29.0	11.4	15.8	20.7	20.2	15.0
教育、学習支援業	100.0	20.1	15.4	14.6	10.6	8.6	15.5	12.7	3.9	9.4	11.4	10.1	4.0
医療、福祉	100.0	38.9	27.1	23.5	23.5	13.6	34.8	27.7	10.6	13.1	27.2	24.5	8.9
複合サービス事業	100.0	50.8	42.0	35.9	35.9	30.0	46.6	38.0	28.2	29.6	37.2	37.9	18.2
サービス業（他に分類されないもの）	100.0	46.8	23.6	25.4	24.2	17.1	39.9	25.2	13.6	17.3	25.5	28.3	9.1
＜ 企 業 規 模 ＞													
5,000人以上	100.0	55.0	37.0	35.6	39.3	26.0	47.7	42.1	15.9	28.7	41.1	35.0	17.5
1,000～4,999人	100.0	33.5	23.0	21.2	19.5	13.7	27.1	22.9	10.3	14.9	21.2	20.5	10.4
500～999人	100.0	34.4	24.0	22.4	21.0	11.3	23.7	20.5	8.4	15.4	14.1	16.1	12.0
300～499人	100.0	30.1	21.0	22.1	14.1	11.9	24.0	18.0	11.6	16.6	15.4	20.1	12.3
100～299人	100.0	36.6	26.8	22.8	18.7	13.2	26.2	21.7	12.3	14.3	20.2	19.9	14.7
30～99人	100.0	37.0	24.3	23.5	20.2	14.2	26.6	21.7	15.0	16.4	17.3	17.9	13.8
＜ 労 働 組 合 の 種 類 ＞													
本部組合	100.0	29.5	18.2	17.1	16.2	9.0	23.4	18.7	7.6	11.4	18.0	14.7	7.3
単位労働組合	100.0	39.6	27.5	25.6	23.8	16.2	31.0	26.3	12.6	18.5	23.7	23.0	14.0
支部等の単位別組合	100.0	41.0	27.4	25.2	26.0	17.6	32.6	28.3	11.9	19.8	26.0	24.1	13.3
単位組織組合	100.0	37.9	27.5	26.1	21.2	14.6	29.2	23.9	13.5	17.1	21.0	21.8	14.8
平成29年調査計	100.0	27.2	17.6	15.7	14.4	9.4	20.4	14.9	7.0	8.5	12.4	12.2	7.4

- 注：1) 雇入れを行おうとする職務等に関する事項を含む。  
 2) 正社員との均衡を考慮した待遇に関する事項を含む。  
 3) 賃金制度（賃金の決め方、支払い方法等）、賃金額（基本給、諸手当及び賞与・一時金）、賃金額の改定、賃金の最低額及び退職給付に関する事項をいう。  
 4) 契約締結時の契約更新の有無の明示、契約を更新する場合又は更新しない場合の判断基準の明示、雇止めの予告、雇止め理由の明示などに関する事項をいい、雇期間の定めのある者に限る。  
 5) 受け入れ時における事前協議を含む。